

草加八潮消防組合
地球温暖化対策実行計画
—（事務事業編）—

令和7年7月
草加八潮消防組合

目次

I	はじめに	1
1	背景	1
II	計画の基本的事項	2
1	計画の目的	2
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の対象範囲	4
5	対象とする温室効果ガス	4
III	温室効果ガスの排出状況	5
1	温室効果ガス総排出量の経年推移	5
2	エネルギー別排出状況	5
3	温室効果ガスの排出量の増減要因	6
IV	温室効果ガスの排出削減目標	7
1	基本方針	7
2	温室効果ガスの削減目標	7
3	温室効果ガスの排出削減に向けた課題	8
V	目標達成に向けた取組	9
1	基本方針	9
2	具体的な取組内容	9
VI	計画の進捗管理	12
1	推進体制	12
2	点検・評価・見直し	12
3	進捗状況の公表	12

I はじめに

1 背景

(1) 気候変動の影響

ここ数世紀の間、産業活動が活発になり、温室効果ガスが大量に排出され大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、地球の平均気温が上昇しています。

こうした地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。草加八潮消防組合（以下「当組合」という。）管轄内においても、極端な大雨とそれに伴う被害、最高気温の上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

(2) 地球温暖化対策を巡る動向

2015年12月、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を目標とした「パリ協定」の採択を受け、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく政府の総合計画である「地球温暖化対策計画」が2016年5月に策定されました。

2020年10月、わが国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言し、2021年10月には5年ぶりに「地球温暖化対策計画」の改訂が行われ、温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明されました。同時期に、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」も改訂され、目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

また、地球温暖化対策推進法第21条において、都道府県及び市町村（特別区を含む。）並びに地方公共団体の組合（一部事務組合、広域連合）は、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）のための措置に関する計画「地方公共団体実行計画」の策定及び公表が義務付けられており、この計画に関する取組は、地球温暖化対策計画において、政府実行計画に準ずるものとされています。

さらに地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしており、世界各国においても、地球温暖化の進行による気候変動や自然災害の頻発化・激甚化に伴い、将来の環境への危機感から、脱炭素への関心がますます高まり、脱炭素社会に向けた動きが出ています。

II 計画の基本的事項

1 計画の目的

草加八潮消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本実行計画」という。）は、地球温暖化対策推進法第 21 条に基づき、省エネなどに関わる取組を推進し、当組合の実施する事務事業に伴う温室効果ガス排出量を削減（抑制）することを目的とします。

図表 1 地球温暖化対策推進法第 21 条（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

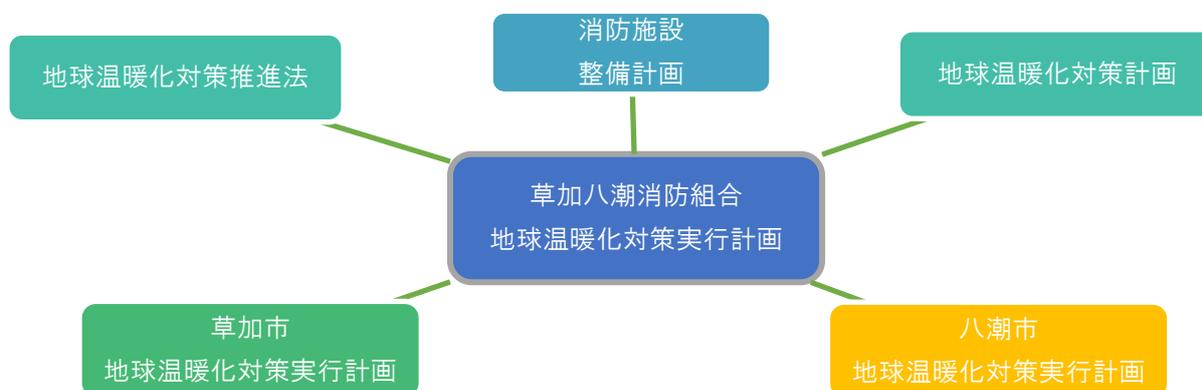
- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

2 計画の位置付け

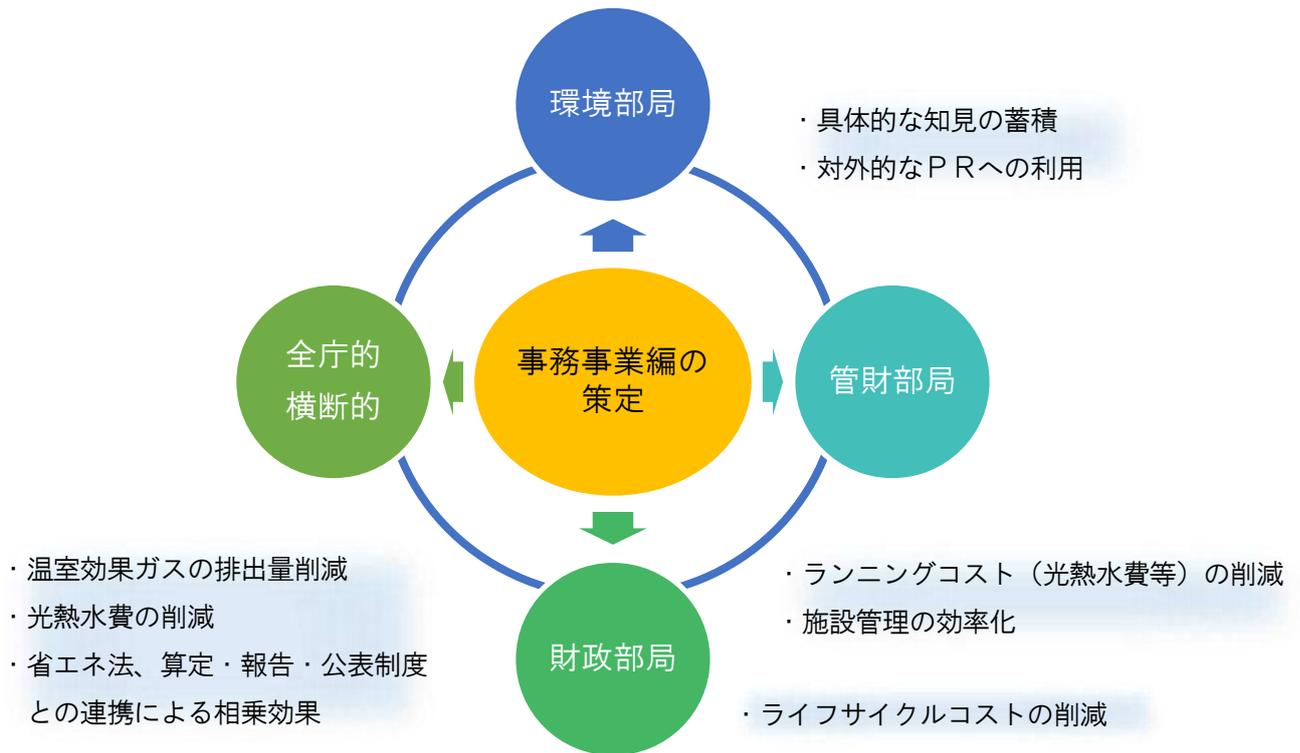
本実行計画は、当組合の基幹計画である「消防力の整備指針・消防施設整備計画」（以下「消防施設整備計画」という。）に示される消防施設・車両等の充実強化を進めるに当たり、地球温暖化対策推進法等に基づき、電気、燃料等の使用量、廃棄物の発生量などを抑え環境配慮へ取り組むために策定するものです。

また、構成市における実行計画を関連計画と位置付け、本実行計画策定によって、当組合のみならず地域全体に対して温室効果ガス排出量の削減に寄与し取組の模範を示すなどの効果を生むことに努めます。

図表 2 計画の位置付け



図表 3 計画策定による効果の波及イメージ



3 計画の期間

2025年度から2035年度末までを計画期間とし、各種事務事業に取り組みます。

なお、刻々と変化する消防を取り巻く環境に適切に対応していくため、適宜本実行計画の見直しを行います。

図表 4 計画期間のイメージ

項目	年度									
	2020	...	2025	2026	2027	2028	2029	...	2035	
期間中の事項	基準年度		計画開始						目標年度	
計画期間				—————→						

4 計画の対象範囲

本実行計画の対象範囲は、当組合の事務事業及び全施設（建築物、公有地、車両（自動車を指し緊急車両を除く。））とします。

なお、非常備消防施設は対象外ですが、可能な限り本実行計画の趣旨に沿った取組を実践するように推進するものとします。

図表 5 地球温暖化対策計画（抜粋）

- ・地方公共団体においては、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理事業、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院等の運営といった事業からの温室効果ガス排出量が大きな割合を占める場合がある。このため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定められた全ての行政事務を対象とする。
- ・外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請する。

5 対象とする温室効果ガス

本実行計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に規定されている 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

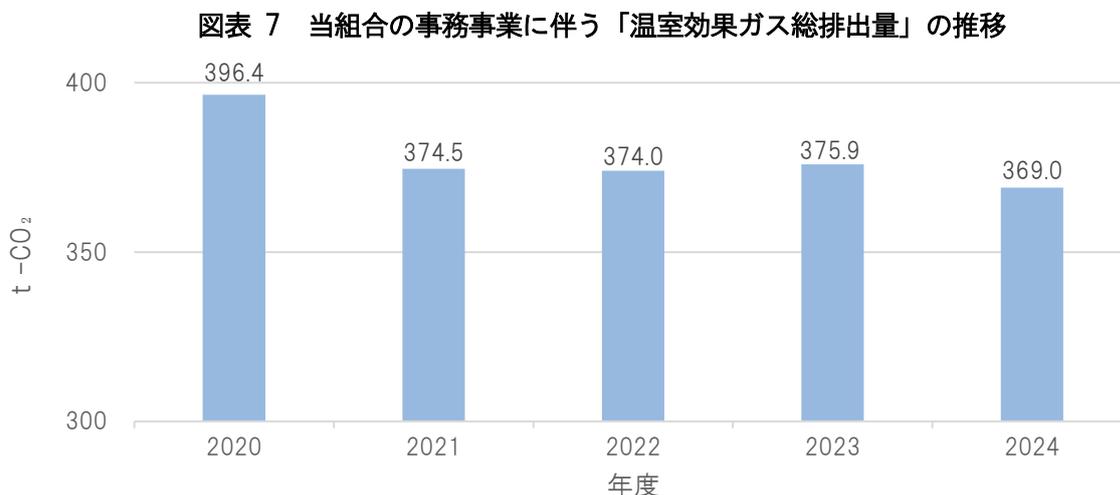
図表 6 対象とする温室効果ガス

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素（CO ₂ ）	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。	
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、麻酔剤（笑気ガス）の使用等により排出される。	
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。	
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。	
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。	
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている。	

Ⅲ 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガス総排出量の経年推移

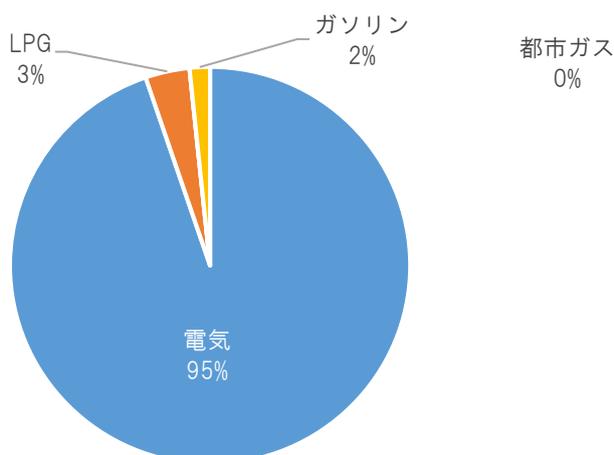
当組合の事務事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2020年度において、396.4t-CO₂^{※1}となっています。過去からの推移を見ると、近年は緩やかな減少傾向にあります。^{※2}



2 エネルギー別排出状況

令和6年度の当組合における二酸化炭素 (CO₂) 排出量のエネルギー別の割合は、電気が全体の95%を占め、次いで給湯等に使用されるLPG3%、ガソリン2%となっています。

図表 8 エネルギー別の二酸化炭素 (CO₂) 排出量の割合

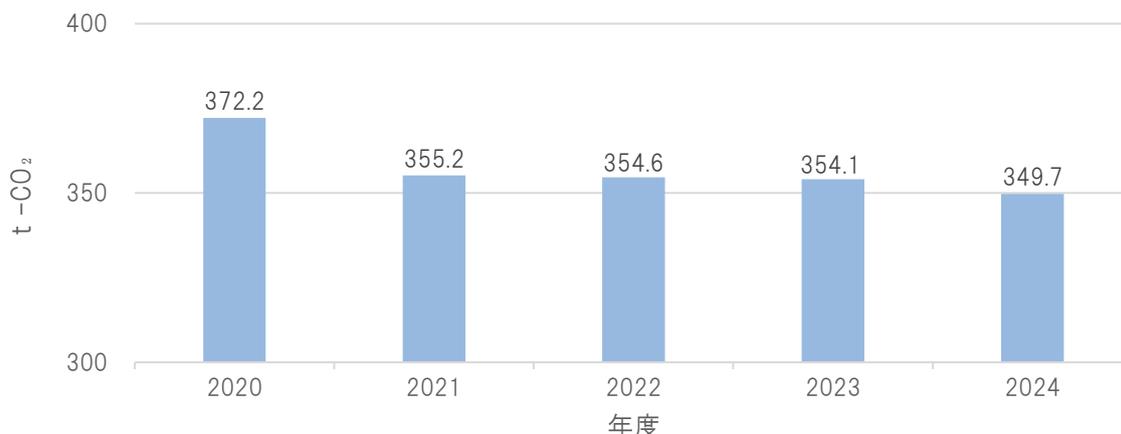


※1 「t-CO₂」：二酸化炭素換算による温室効果ガスの排出量の単位

※2 非常備消防施設における温室効果ガス総排出量は構成比率が低く、基本的に非常時に使用し常時稼働の施設ではないことから、本計画の図表数値から除いています。

なお、電気の使用に伴う二酸化炭素（CO₂）排出量の推移は図表9のとおりです。

図表9 電気の使用に伴う二酸化炭素（CO₂）排出量の推移



3 温室効果ガスの排出量の増減要因

当組合の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因を分析しました。

図表10 施設別(エネルギー別) 増減要因

施設別	増加要因	減少要因
施設 (電気)	記録的猛暑や厳冬に伴うエネルギー消費量の増加	LED 照明及び省エネルギー型機器の導入による電気消費量の減少
車両 (燃料)	記録的猛暑や厳冬に伴うエネルギー消費量の増加（エアコン使用回数の増加など） →燃料消費量の増加	エコドライブの実践によるエネルギー消費量の減少 →燃料消費量の減少
	業務出向等による走行距離の増加 →燃料消費量の増加	業務出向等の見直しによる走行距離の減少 →燃料消費量の減少

IV 温室効果ガスの排出削減目標

1 基本方針

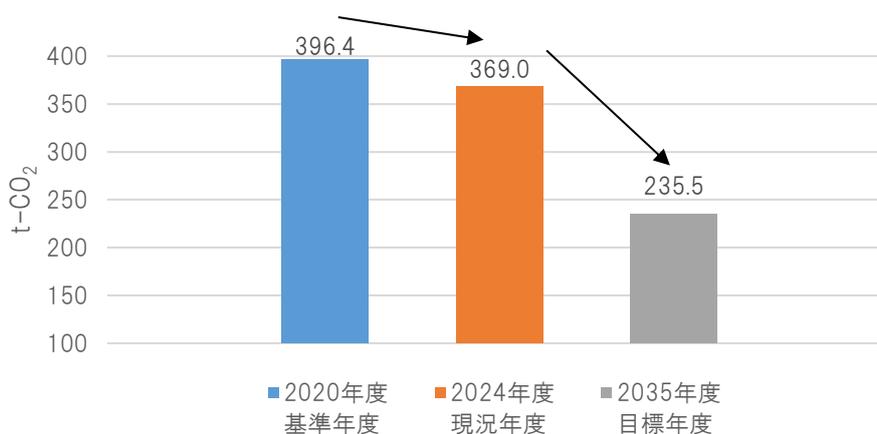
本実行計画に関する取組は、地球温暖化対策計画において、政府実行計画に準ずることとされていることを踏まえ目標を設定します。

2 温室効果ガスの削減目標

わが国は2030年度までに46%削減（2013年度比）を目標に掲げていることから、当組合においては、目標年度（2035年度）に、基準年度（2020年度）比で40.6%削減することを目標とします。

図表 11 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2020年度）	目標年度（2035年度）
温室効果ガスの排出量	396.4 t-CO ₂	235.5 t-CO ₂
削減率	-	40.6%



3 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

当組合の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を、図表 12 に示します。

図表 12 施設別（エネルギー別）排出削減に向けた課題

施設別	課題
施設 (電気)	気候変動が激しい中、熱中症対策や防寒対策としての観点から、電気の需要が年々増加しています。当組合の庁舎は 24 時間使用する施設でもあるため、LED 照明の導入やこまめな空調管理等を行い、CO ₂ 排出量を減少させる取組が必要です。
車両 (燃料)	業務出向等により車両の使用時間が増し、CO ₂ 排出量が増加していることから、車両更新（購入）の際は、電動車（EV、FCV、PHEV、HV） [*] への代替が可能な検討が必要です。電動車への切り替えには、多額の費用負担が生じます。
	水利管理規定による消火栓の点検や災害出動に伴う利用が多いため、自主的な排出量の削減には限界があります。

^{*} EV：電気自動車、FCV：燃料電池自動車、PHEV：プラグインハイブリッド自動車、HV：ハイブリッド自動車

V 目標達成に向けた取組

1 基本方針

温室効果ガスの排出要因である電気使用量とガソリン、軽油などの燃料使用量の削減に取り組めます。

ただし、ガソリン、軽油などの燃料については、災害出動など当組合が意図しない範疇で増減することが考えられるため、緊急車両の使用による温室効果ガスは排出量削減の対象から除外します。

2 具体的な取組内容

政府実行計画では、図表 13 のとおり取組が示されています。

当組合においては、これを参考に「LED 照明の導入」を重点的な取組として位置付け、その他に適切な空調管理の取組を推進します。

図表 13 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措 置	目 標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

(1) 庁舎・施設管理等での取組

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、エネルギー消費量の少ないものに交換することは、温室効果ガス排出量の削減に大きな効果を発揮します。

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際は、運用方法の見直しを行い、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

図表 14 庁舎・施設管理等での取組

項目	取組内容
照明	施設内の照明を LED など高効率タイプの機器に適宜交換する。
	照明対象範囲を細分化する。
	人感センサーを導入する。
	窓ガラスに日照調整フィルム等を設置する。
空調	高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進める。
	建築物の外壁に断熱材を用いる外断熱など高断熱化に努める。
	窓の二重化、ペアガラス等による高气密、高断熱化に努める。
緑化の推進	緑化や壁面緑化、屋上緑化などに努める。
再生可能エネルギーの導入	太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの導入に努める。
電気の使用	電力排出係数の低い電力事業者の選択に努める。
	扉・窓等の開け放しをしない。
	空調のフィルターや室外機の清掃をこまめに行う。
ガスの使用	LP ガス、都市ガスや灯油等の燃料設備の改修を行う。
水道の使用	手洗い・トイレ用水等の水量を調整し、出水量を抑制する。
	定期的な水漏れの点検を実施する。
その他	施設の定期的な保守点検、部品交換による効率維持・向上を図る。
	自動販売機の台数の適正化、照明の消灯、省エネ型の設置に努める。

(2) 車両更新（購入）時の取組

車両を更新（購入）する際には、極力、電動車（EV、FCV、PHEV、HV）を導入し、温室効果ガスの排出量の削減に努めます。

図表 15 車両更新（購入）時の取組

項目	取組内容
電動車の導入	ハイブリッド車などの低公害車の導入に努める。
その他	定期的な整備を徹底する。
	保有車両台数の見直しを行う。

(3) 職員による率先行動

職員ひとり一人が市民等に対して模範となるよう自覚を持ち、率先して電力や燃料の省エネ・省資源行動に取り組みます。

図表 16 省エネ行動

項目	取組内容
照明	夜間・休日・昼休みは、必要以外の照明を消灯する。
	会議室、トイレ、給湯室、書庫等の未使用時は照明を消灯する。
	可能な範囲で照明の間引きを行う。
空調	空調の設定温度・湿度を適切に調整する。 (冷房時：28℃、暖房時：20℃を目安とする。)
	クールビズやウォームビズを推進する。
	空調の風量、起動時間を適切にし、使用時間の短縮に努める。
	換気運転を適性化する。
	ブラインドの有効利用、窓や出入り口のこまめな開け閉めを徹底する。
	空調のフィルター掃除を徹底する。
給湯	冬季以外の給湯使用時間を短縮する。
	給湯温度を適切に調整する。
	給湯器を使用しない時は電源を切る。
事務機器	OA 機器を使用しない時は電源を切る。
	PC のディスプレイ輝度の適切な設定を行う。
昇降機	荷物の搬出入等以外はエレベーターを利用しない。
車両	エコドライブを実施する。
	相乗りを励行する。
	走行ルート合理化など効率的使用に努める。
	自転車や公共交通機関が利用可能な場合は、車両の利用を控える。
	日常的な車両点検を徹底する。
その他	定時退庁日の実施を徹底する。
	Web 会議の積極的な活用や時間外勤務の削減に努める。

図表 17 省資源行動

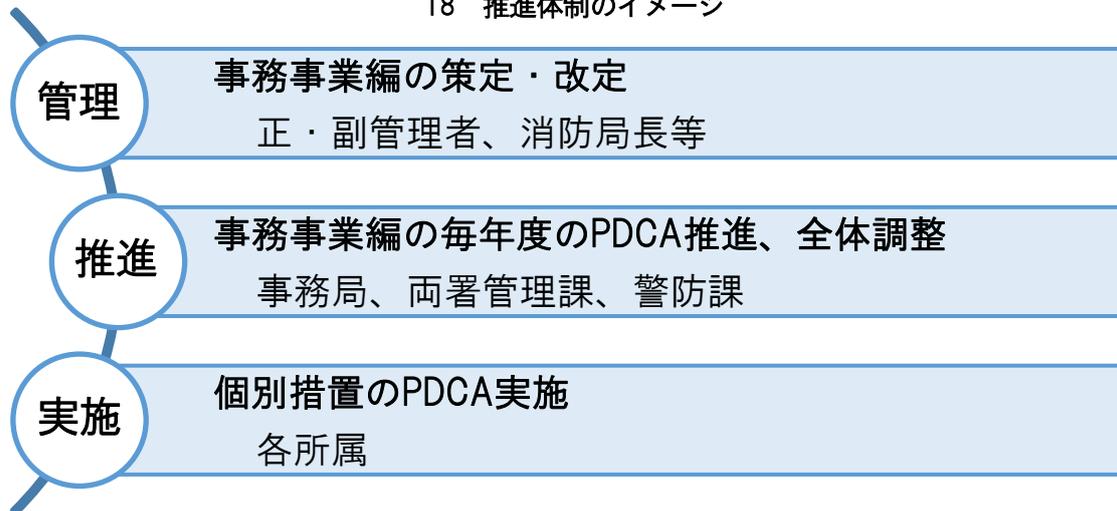
項目	取組内容
用紙類	両面印刷・コピー等により必要最小限の使用に努める。
	ペーパーレス化に努める。
	分別収集を徹底する。
	環境に配慮した仕様にするなど、印刷業者等への指示を徹底する。
水道	節水に努める。
リサイクル	マイ箸等の使用に努める。
	使用済み封筒などの再使用に努める。

VI 計画の進捗管理

1 推進体制

本実行計画は、次の体制で実施します。

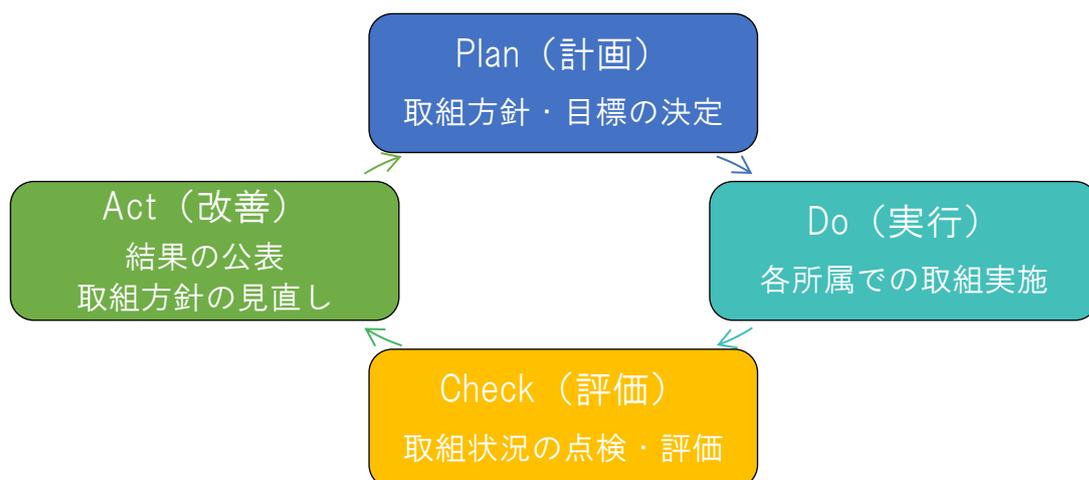
18 推進体制のイメージ



2 点検・評価・見直し

本実行計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返し、点検・評価・見直しを行います。なお、各所属においても毎年度のPDCAを実施し、多層的なPDCAを繰り返すことで、目標設定→運用→結果の把握→翌年度に向けての見直しを実施し、必要がある場合には計画改訂を行います。

図表 19 毎年度のPDCAイメージ



3 進捗状況の公表

本実行計画の進捗状況は、当組合のホームページ等で公表します。

発行 草加八潮消防局 企画課

〒340-0012

埼玉県草加市神明二丁目2番2号

電話 048-924-2111

FAX 048-928-8454

E-mail kikaku@soka-yashio119.jp

URL <https://soka-yashio119.jp/>